

千歳市スポーツ賞及び千歳市スポーツ奨励賞選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千歳市スポーツ賞及び千歳市スポーツ奨励賞規則（平成8年千歳市規則第34号。以下「規則」という。）に基づく表彰の選考基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 規則第3条に定める表彰の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 千歳市スポーツ賞

ア スポーツに関わる活動を精力的に行い、その発展に貢献した個人又は団体

イ 指導者として、スポーツの発展に関わる企画や指導活動を積極的に行い、その活動を通して市民の健康増進に貢献した者

(2) 千歳市スポーツ奨励賞

ア 国際的、全国的な大会等で顕著な成績を収め、市民に感銘を与え、希望と活力を与えていと認められる個人又は団体

イ 世界記録、アジア記録、日本記録を樹立した者

2 前項第2号にいう国際的、全国的な大会での顕著な成績とは、次の場合をいう。

(1) オリンピックへの出場

(2) 世界選手権大会での入賞

(3) ワールドカップでの入賞

(4) ユニバーシアードでの入賞

(5) 国民体育大会で3位までに入賞

(6) 全日本選手権大会で3位までに入賞

(7) 全国実業団大会で優勝

(8) 全日本学生選手権大会で優勝

(9) 全国高等学校総合体育大会で優勝

(10) 全国中学校体育大会で優勝

(11) 日本体育協会又はその加盟団体が主催する、国内にある組織を統一して開催される全国大会で優勝

(12) 前各号で規定する大会に準ずる大会等で市長が認めた成績を収めた場合

- 3 候補者の所在、在住及び活動の要件は、次のとおりとする。
- (1) 千歳市スポーツ賞 主として市内で20年以上活動している個人又は団体。ただし、スポーツ推進委員又はスポーツ指導員として積極的に活動し続けている者は、16年以上で対象とする。
 - (2) 千歳市スポーツ奨励賞
 - ア おおむね10年以上市内に居住している又は居住したことがある個人
 - イ 主として市内で活動している団体
 - (3) 前後職を異にしたときは、別表の定めるところにより年数に比例してこれを通算する。
 - (4) 第3条第1号に定める活動年数は、月をもって計算し、中断した場合であっても前後の年数を通算する。
- 4 規則第3条に定める表彰の候補者が、次の各号の一に該当する場合、選考の対象としないものとする。
- (1) 破産者として復権を得ていない者
 - (2) 本人又はその関係する法人等が犯罪容疑により警察官又は検察官の取調べを受けた場合。ただし、当該容疑について、不送致又は不起訴の決定があった場合は、この限りでない。
 - (3) 本人又はその関係する法人等が刑事事件により起訴されている場合（判決が確定するまでの間を含む。）
 - (4) 禁固以上の刑に処せられた者
 - (5) 罰金刑の宣告を受けた者（道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判による者を除く。）について、罰金を完納した日から換算して10年を経過していない場合。ただし、執行猶予期間の満了又は恩赦によりその刑の宣告が効力を失った場合にあつては、その刑の宣告を受けた日から換算して5年を経過しない場合
 - (6) 前年度分までの市税を滞納している者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか経営上の欠かん及び社会的不道徳のある者等市民感情にそぐわない者
(選考の対象としない者)

第3条 規則第4条第2項に定める候補者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考の対象としないものとする。

- (1) 市が定める条例、規則により教育文化部門の表彰を受賞している者の中で、スポーツ賞と同一の功績で表彰を受賞している者。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 前年の基準日前に、死亡した者

附 則

この要領は、平成8年9月12日から施行する。

附 則 (平成9年8月29日)

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月9日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月22日)

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月6日)

この要領は、平成18年9月7日から施行する。

附 則 (平成24年2月15日市長決裁)

この要領は、平成24年2月23日から施行する。

附 則 (平成24年6月26日市長決裁)

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月16日市長決裁)

この要領は、平成30年4月16日から施行する。

別表 (第2条関係)

基準年数を異にする役職等の換算率

候補者	基準年数	換算率	
スポーツ推進委員	16年	1.00	1.25
スポーツ指導員	16年	1.00	1.25
一般	20年	0.80	1.00